家具製作職種(家具手加工作業)

手工具等を使用し、提示された図面等に基づき「木取り」、「木作り」、「墨付け」、「仕上げ」、「組立て」、「仕込み・釣込み」等の諸工程をとおして 作業の定義 をいい、いずれも木製のものをいう。複数の材料で製作されるものにあっては50%を超える部分(容積)が木材及び木質材料であること。 第1号技能実習 第2号技能実習 第3号技能実習 1 家具手加工作業 家具手加工作業 家具手加工作業 ①工作現寸図の作成作業 ①工作現寸図の作成作業 ①工作現寸図の作成作業 ②木取り作業 ②木取り作業 ②木取り作業 ③家具の工作作業 ③家具の工作作業 ③型板及び定規の製作作業 1.部材の墨付け作業 1.部材の墨付け作業 ④家具の工作作業 2.木工用器工具の使用及び調整作業 2.木工用器工具の使用及び調整作業 1.複雑な部材の墨付け作業 3.接合のための加工作業 3.工作用ジグ及び取付け具の使用 2.木工用器工具の使用及び調整作業 4.家具の組立て作業 3.工作用ジグ及び取付け具の使用 4.接合のための加工作業 5.木工機械による加工作業 5.接着工作作業 4.接合のための加工作業 ④金具類の取付け作業 6.家具の組立て作業 5.接着工作作業 必須業務(移行 対象職種·作業 7.木工機械による加工作業 6.複雑な家具の組立て及び仕上げ作業 で必ず行う業務) ④金具類の取付け作業 7.木工機械による加工作業 ⑤金具類の取付け作業 (2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始時の点検作業 ③家具製作職種に必要な整理整頓作業 ④木工機械の点検等及び周囲の安全確認作業 X ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥木材加工用機械の安全装置(反ぱつ予防装置、歯の接触予防装置、覆い等、治具・工具等)の点検作業 ⑦安全装置の使用等による安全作業 ⑧危険性、有害性の排除及び応急処置対応作業 (1)関連業務 ①手工具刃物(かんな刃・のみ)の研磨作業 ②手かんなの下端調整作業 ③木地の仕上げ作業 ④木材の乾燥作業 (2)周辺業務 関連業務、周辺 ①木材乾燥作業時における木材の桟積み、保管作業 業務(上記必須 ②木工機械刃物の研磨作業 業務に関する技 能等の修得に係 ③木工機械の点検・精度検査作業 る業務等で該当 ④ 多軸ボーリングマシンによるだぼ穴加工作業 するものを選択 すること。) ⑤木工用NC機械による加工作業 ⑥エアプレスによる組立て作業 ⑦木工塗装作業 ⑧家具製品の梱包作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ 以下の①、②のうち一つ以上必ず使用すること。 ②木質系材料 天然木材 1.合板 1.広葉樹 2.化粧合板 使用する素材、 材料等(該当す るものを選択す ること。) 2.針葉樹 3.化粧単板(突き板) 4.パーティクルボード 5.ファイバーボード(木質繊維板) 6.集成材 7.積層材(LVL) ①以下の1.、2.、3.、4.を含む五つ以上を必ず使用すること。 1.木工用手工具 2.昇降傾斜丸のこ盤 3.手押かんな盤 4.自動1面かんな盤 5.パネルソー 6.角のみ盤 7.ボール盤 ②必要に応じて使用する機械、設備、器工具等 1.木工用電動工具(ドリル類、丸のこ類、かんな、ルータ、トリマ、ジョイントカッタ、サンダ類)及びエア機器(コンプレッサ、タッカ等) 2.丸のこ盤(軸傾斜丸のこ盤、横切丸のこ盤、パネルソー、リップソー等) 使用する機械、 3.木工用帯のこ盤 器具等(該当す るものを選択す ること。) 4.仕上かんな盤 5.木工フライス盤(面取り盤、ルータ)

6.ほぞ取り盤(立軸ほぞ取り盤、横軸ほぞ取り盤)

7.組継ぎ機械(ダブテールマシン、コーナロッキングマシン) 8.NC加工機(NCボーラ、NCルータ、NC複合機) 9.研削機械(ベルトサンダ) 10.組合せ木工機械 11.木エプレス(スクリュープレス、油圧プレス) 12.組立機械(テーブルプレス、ボディプレス、縁貼り機) 13.木工工具仕上機械(かんな刃研削盤、超硬丸のこ歯研削盤) 14.木工用集塵機 15.木材乾燥用の設備類(天然乾燥場、人工乾燥装置) いずれも木製のものをいう。複数の材料で製作されるものにあっては50%を超える部分が木材及び木質材料であること。 ①たんす類 ⑤フォノキャビネット ⑪いす(椅子)及び腰掛け 1.和たんす 1.ラジオキャビネット 1.ソファー(1人用ひじなし) 5.テレビ台 2.洋たんす 2.テレビキャビネット 2.スツール 6.囲碁・将棋盤用の台 3.整理たんす(チェスト) 3.座いす 3.ステレオキャビネット 7.見台 ②戸だな類 ⑥机類 4.小いす (4)その他の木製家具 1.飾り戸だな(すみ(隅)だなを含む。) 5.ひじ掛けいす(ソファーを含む。 1.帽子掛け及びかさ(傘)立 1.座机 2.立机 2.書籍戸だな(本箱を含む。) 6.長いす(ソファーベンチを含む。 2.ベビーサークル及び揺らん 3.サイドボード(カップボード) 3.学校用机 7.寝いす(安楽いすを含む。) 3.サービスワゴン 4.食器戸だな(水屋、はえ帳を含む。) ⑦テーブル(卓子)類 8.乳幼児用いす 4.本立(ブックエンドを含む。) 及びマガジンラック 5.茶だな(茶だんす) 1.座卓 9.特殊用途のいす 6.整理戸だな類 2.立卓 ⑪ベッド類 5.黒板 7.陳列戸だな ⑧鏡台類 1.普通ベッド 6.冷蔵庫(電気を使用 8.げた箱 1.一面鏡台 2.ハリウッドベッド しない冷蔵庫) 製品等の例(該 当するものを選 3.二段ベッド 2.三面鏡台 7.火ばち ③たな類 択すること。) 4.ベビーベッド 1.書だな 3.姫鏡台 8.教壇及び演壇 5.スタディオベッド 2.飾りだな 4.姿見(脚付き) 9.ふみ台 3.陳列だな 5.壁掛け鏡 6.コンバーチブルベッド 4.整理だな 6.ドレッサー 7.特殊用途ベッド(ホテル用ベッド、 4)箱類 9台類 寄宿舎・寮用ベッド、車両用ベッド、 1.衣類整理箱 1.調理台 船舶用ベッド) 2.裁縫箱 2.配ぜん(膳)台 ①ロッカー類 3.がん(玩)具箱 3.流し台 1.更衣用ロッカー 4.レコードキャビネット 4.ガス台 2.物品用ロッカー 5.事務用整理箱 ①器物台類 5.作業台 6.木製厨子(仏壇) 6.実験台 1.花器台 7.小物整理箱(CD・DVDラックを含む) 7.陳列台 2 植木台 8.売場台(カウンターを含む。) 3.電話台 1.とう(籐)・杞柳(きりゅう)・竹を主材料とする家具製作作業 2.金属及び合成樹脂を主体とする家具製作作業 3.木工旋盤、木工ろくろ、丸棒削り盤等による木製バット、椀、盆、丸棒等単独品の旋削加工作業 4.建築用構造材加工機(プレカット加工機)によるほぞ及びほぞ穴の加工作業 5.鋳物用木型、帽子・靴・菓子などの木型及び木製模型の製作作業並びに木彫作業 移行対象職種・ 6.建築物用の建具、間付切り、造り付け棚等の木製品製作作業 作業とはならな い業務例 7.積み木、パズル、その他の遊具等の玩具製作作業 8.鏡縁、額縁、画入れ額縁、置物等の装飾品製作作業 9.行灯(あんどん)及び提灯(ちょうちん)製作作業 10.木彫り面の面打ち作業及び木彫(もくちょう)仏像、木彫り欄間(らんま)等の彫刻作業

11.商業施設、展示施設、各種イベント展示会場等における商品装飾展示作業、設計・制作施工作業または仮設物製作作業

12.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合